

安心をつなげて築く助け合い

総合火災共済 普通火災共済



鹿児島県火災共済協同組合

火災はもちろん火災以外の事故から住宅、店舗、事務所、

建物、家財、什器・備品、機械・設備、商品・製品が共済の対象となります。

工場、倉庫等を守り、安心づくりのお手伝いをいたします。

※1 住宅物件：単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらの収容家財をいいます。
 ※1 普通物件：普通火災共済で、住宅物件に該当しないものをいい、総合火災共済という非住宅物件も同様です。

補償の内容	① 火災	② 落雷	③ 破裂または爆発	④ 風災・雹災・雪災*
共済の種類				
	失火やもらい火による火災 消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき	ボイラーの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象の損害の額が20万円以上となったとき ※1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

⑤ 水災	⑥ 物体の落下・飛来・衝突	⑦ 水濡れ	⑧ 騒擾・集団行動などに伴う暴力行為、労働争議	⑨ 盗難
				
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき	建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき	給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき	デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき	家財や設備・什器等の盗難、または盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊れたり、汚されたりしたとき ※預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき

共済の種類によってお					
住宅・普通物件*	総合火災共済	○	○	○	○
	普通火災共済	○	○	○	○
共済金をお支払いできない主な場合 ・共済の対象の欠陥 ・自然の消耗もしくは劣化 ・ねずみ食い、虫食い等 ・機能を喪失または低下を伴わない損害	●地震、噴火、津波を原因とする損害	●落雷により停電したために生じた溶融、腐食の損害	●水道管等の凍結による破裂損傷およびボイラ等の損害	●損害の額が20万円未満のとき ●雨や戸の閉め忘れによる雨、風、雹、雪等の吹き込みによる損害 ●融雪水の漏入、凍結、融雪洪水、除雪作業による事故 ※損害の認定は1敷地内ごとに、共済の対象すべてについて一括して行います。	●普通物件は地盤面より45cm以上の浸水がないとき ●住宅物件は地盤面より45cm以上の浸水があった場合でも床上浸水とならないとき ※床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。 ●地震を原因とする津波による損害

支払いする損害共済金				
	○	○	○	○
	×	×	×	×
●普通物件は地盤面より45cm以上の浸水がないとき ●住宅物件は地盤面より45cm以上の浸水があった場合でも床上浸水とならないとき ※床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。 ●地震を原因とする津波による損害	●雨、雪、あられ、砂塵、煤煙その他これらに類する物の落下、飛来、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい落石を除く)による損害 ●共済契約者または被共済者が所有または運転する車両等の衝突または接触による損害	●給排水設備自体に生じた損害の修理費用 ●自室の水道の蛇口の締め忘れによって生じた自室の共済の対象の水濡れによる損害	●被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害	●共済の対象が商品である場合の盗難による損害 ●現金・預貯金証書の損害について生活用の場合は家財、業務用の場合は什器・備品等のご契約がないとき ●共済の対象である動産が屋外にある場合に生じた盗難による損害

①～⑨の補償にプラスして				
臨時費用	○	○	○	○
残存物取片づけ費用	○	○	○	○
失火見舞費用	○	×	○	×
修理付帯費用	○	○	○	×
損害防止費用	○	○	○	×

お支払いする費用共済金				
	×	○	○	×
	×	○	○	×
	×	×	×	×
	×	×	×	×
	×	×	×	×

費用共済金のお支払い方法

地震火災費用共済金

地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とした火災で半焼以上の損害が生じたときは、共済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに300万円を限度としてお支払いします。
 ※家財は収容建物が半焼以上か、家財が80%以上の損害のとき
 ※家財以外の動産は、収容建物が半焼以上のとき

臨時費用共済金

①～④、⑥～⑧の事故の場合、損害共済金の30%を臨時の費用としてお支払いします。
 ※1事故につき1敷地内ごとに下記に掲げる額が限度です。
 ●住宅物件…100万円
 ●普通物件…500万円

残存物取片づけ共済金

①～④、⑥～⑧の事故の場合、残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合にその実費をお支払いします。
 ※損害共済金の10%が限度です。

失火見舞金費用共済金

①または③の事故で、他人の所有物に損害を与えたとき被災世帯の数×20万円をお支払いします。
 ※1事故につき共済金額の20%が限度です。

修理付帯費用共済金

①～③の事故による損害の復旧にあたり、当組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用の実費をお支払いいたします。住宅物件および普通物件の居住部分は対象となりません。(例：仮店舗の賃借費用)
 ※1事故につき1敷地内ごとに共済金額の30%または下記の額のいずれか低い額が限度です。
 ●住宅物件、普通物件…1,000万円

損害防止費用

①～③の事故で、損害の防止、軽減のために支出した費用をお支払いします。ただし「普通火災共済」の普通物件で契約し、全損の場合は対象となりません。(例：消火薬剤再取得費用)
 ※共済金の算出は、
 ①火災②落雷③破裂または爆発の算出方法と同じです。

屋外設備・装置、アーケード等および野積みの動産は総合火災共済の対象とはなりません。

総合火災共済、普通火災共済は時価比例払いです。専用住宅、併用住宅には新価実損払いの新総合火災共済をご検討ください。

補償内容	共済金をお支払いする主な場合		お支払いする共済金	
	普通火災共済 (住宅物件) 総合火災共済 の場合	普通火災共済 (普通物件) の場合	普通火災共済 (住宅物件) 総合火災共済 の場合	普通火災共済 (普通物件) の場合
① 火災 ② 落雷 ③ 破裂 または爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象が損害を受けたとき		(1) 共済金額が共済価額の80%以上のとき 損害の額=損害共済金 ※共済金額を限度とします。 (2) 共済金額が共済価額の80%より低いとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ = 損害共済金 ※共済金額を限度とします。	(1) 共済金額が共済価額と同額、またはこれを超えるとき 損害の額=損害共済金 ※共済金額を限度とします。 (2) 共済金額が共済価額より低いとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ = 損害共済金 ※共済金額を限度とします。
④ 風災・雹災・雪災	風災(注1)、雹災または雪災(注2)によって共済の対象が損害(注3)を受け、その損害の額が20万円以上となったとき (注1) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注2) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (注3) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。		(1) 共済金額が共済価額と同額、またはこれを超えるとき 損害の額=損害共済金 ※共済金額を限度とします。 (2) 共済金額が共済価額より低いとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ = 損害共済金 ※共済金額を限度とします。	
⑤ 水災	総合火災共済(住宅物件)の場合	総合火災共済(非住宅物件)の場合	総合火災共済(住宅物件・非住宅物件)の場合	
	ア.建物や家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じたとき	ア.建物や家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じたとき	共済金額× $\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額}}$ ×70%=水害共済金	
	イ.建物が床上浸水を被り、建物や家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき	イ.建物が床上浸水または水を被り、建物や家財にそれぞれ30%未満の損害が生じたとき	共済金額 × 10% = 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。	
ウ.建物が床上浸水を被り、建物の家財に共済価額の15%未満の損害が生じたとき	ウ.建物が床上浸水または地盤り、建物や家財に共済価額工.建物が床上浸水または地盤り、設備・什器等または商品・製品等に障害が生じたとき	共済金額 × 5% = 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。		
⑥ 物体の落下・飛来・衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくは接触によって共済の対象が損害を受けたとき		(1) 共済金額が共済価額の80%以上のとき 損害の額=損害共済金 ※共済金額を限度とします。 (2) 共済金額が共済価額の80%より低いとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ = 損害共済金 ※共済金額を限度とします。	
⑦ 水濡れ	給排水設備に生じた事故、被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、対象が損害を受けたとき		(1) 共済金額が共済価額の80%以上のとき 損害の額=損害共済金 ※共済金額を限度とします。 (2) 共済金額が共済価額の80%より低いとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ = 損害共済金 ※共済金額を限度とします。	
⑧ 騒擾・集団行動などに伴う暴力行為、労働争議	騒擾およびこれに類似する集団行動、労働争議に伴う暴力行為、破壊行為により共済の対象が損害を受けたとき		お支払いする共済金の算出方法は①火災②落雷③破裂または爆発の算出方法と同じです。 (1) 貴金属、宝石、書画、骨董等の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本、設計書等を明記して共済の対象に含めた場合は、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とします。 (2) 現金の盗難または預貯金証書の盗難の場合は、その口座から現金が引き出された場合は、1回の事故につき1敷地内ごとに以下を限度とし、その損害の額を支払います。 [生活用] 現金20万円・預貯金証書200万円または、家財の共済金額のいずれか低い額 [業務用] 現金30万円・預貯金証書300万円または、設備・什器等の共済金額のいずれか低い額	
⑨ 盗難	(1) 盗難によって共済の対象である建物、家財、設備・什器等について生じた盗取、損傷、 (2) 共済の対象が家財の場合で、建物内の生活用の通貨、預貯金証書の盗難、または共済の場合で、建物内の業務用の通貨、預貯金証書の盗難により損害を受けたとき		汚損の損害を受けたとき 共済の対象が設備・什器等の	

※共済金をお支払いする主な場合のイからエまでの水害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

用語の定義

共済価額…損害が生じた地および時における共済の対象の価額をいいます。
時価額…共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
共済金額…万一の事故の際にお支払いする共済金の限度額をいいます。
損害の額…障害が生じた地および時における共済価額を基準に算出します。損害が生じた共済の対象を修理することができる時には、共済価額を限度とし、次の算出によって算出した額を限度とします。

敷地内…特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。
また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
被共済者…共済の対象の所有者の方で、事故が発生した場合には共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。
非住宅物件…住宅物件以外のものをいいます。

$$\text{修理費} - \text{修理によって共済の対象の価額が増加した場合はその増加額} - \text{修理によって生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

(注) 共済の対象の種類や維持・管理状況によって上限を定めています。詳細は、「普通共済約款」をご覧ください。

共済契約対象の確認

建物	建物および建(電気、通信、給排水、冷暖房、エレベーター等)	物に付加した設備(排水、冷暖房、エレベーター等)
家財	家庭用に使用し(電化製品、衣業業務用に使用し(電化製品、通工場内で稼働する機械、屋外設備凍装置、屋外キュービクル等)	ている生活用品類、パソコン、タンス等)
什器・備品	信機器、事務用品、作業用品等)	
機械・設備	商品、製品、半(仕入原価が基	準になります)

共済金額設定のおすすめ

- 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償となりますよう、時価額いっぱいのご契約をおすすめいたします。
- 時価額を超えてご契約された場合、時価額がお支払いする共済金の上限となりますのでご注意ください。
- 他の共済契約(保険契約を含みます)がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の共済契約(保険契約を含みます)とあわせて時価額に過不足なくご契約金額をお決めください。
※他の共済契約とは、この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物、家財、什器・備品・設備、商品・製品について締結された損害を補償する他の共済契約または保健契約をいいます。

共済金額不足の場合の普通火災共済(普通物件)のお支払い例

[全損の場合]
共済金は、1,000万円までしか支払われず、復旧に十分な共済金は支払われません。

[半損(損害額1,000万円)の場合]
共済金は、500万円しか支払われません。
※その他の、費用共済金はお支払いの対象となります。

損害の額 1,000万円 × $\frac{\text{共済金額 1,000万円}}{\text{共済価額 2,000万円}}$ = 500万円

お支払する共済金

共済金額が1,000万円不足
共済金額 1,000万円
共済価額(時価額) 2,000万円

類焼見舞金補償特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

- 住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象となります。
- 見舞金の額は一つの建物(建物内収容動産を含みます。)ごとに300万円を限度にお支払いします。

特約掛金

建物の構造や共済金額に関係なく

一律年間掛金 **1,500円**

●見舞金をお支払いする損害

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故の場合に対象となります。

●お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が 全損 の場合 (時価の80%以上の損害)	300万円 または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が 半損 の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	150万円 または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が 一部損 の場合 (時価の20%未満の損害)	50万円 または時価損害額のいずれか低い額

●総支払限度額

1事故につき3,000万円

- 共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- 共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。



●見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)を受けた方の建物または建物に収容される動産

次のものは除かれます(主なもの)

1. ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
2. ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
3. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
4. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
5. 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
6. 建築中または取り壊し中の建物
7. 建売業者等が所有する売却用の建物
8. 国、地方公共団体等の所有する建物
9. 動物、植物

●見舞金をお支払いできない損害

1. 共済契約者、ご契約された建物・動産の所有者、またはその所有者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意による損害
2. 類焼補償被共済者(損害を受けた方)または、その法定代理人の故意または重大な過失または法令違反による損害
3. 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
4. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
5. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
6. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
7. 共済掛金領収前に生じた事故による損害

価額協定共済特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

損害の額を再調達価額基準で補償します。(一つの建物の合計床面積が660㎡未満の建物および家財が対象です。)共済の対象が全損になった場合には損害共済金の10%に相当する額を特別費用共済金としてお支払いいたします。(ただし1事故につき1敷地内200万円が限度)

●共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いする主な場合」と同様となります。

●共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いできない主な場合」と同様となります。

新価共済特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

罹災後、再調達価額(新価額)を基準に共済金をお支払いします。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される^①什器・備品等が対象です。)

●共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いする主な場合」と同様となります。

●共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いできない主な場合」と同様となります。

地震見舞金補償特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

地震や噴火またはこれらによる津波によって、特約契約が付帯される建物や建物内収容動産に損害が生じた場合に見舞金をお支払いします。

- 建物は、住宅および併用住宅が共済の対象となります。
- 建物内収容動産は、生活用動産の家財も共済の対象になります。
- 主契約の共済の対象が全壊または全損の場合に、1敷地内100万円を限度として見舞金をお支払いします。

地震見舞金補償特約付契約の適用掛金

(契約額千円についての年間掛金)

構造	イ. 構造	ロ. 構造
建物、収容動産	0.84円	1.65円

イ構造 耐火構造建物、準耐火建物および省令準耐火建物等
ロ構造 イ構造以外の建物

●見舞金をお支払いする損害

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、特約契約が付帯される主契約の共済の対象に生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合に見舞金をお支払いします。



●お支払いする見舞金

1回の地震および72時間以内に発生した2以上の地震等は1回の地震とみなします。地震見舞金の総額は50億円を限度とします。

特約共済金額100万円を付帯した場合

全損のとき	半損のとき	一部損のとき
見舞金 100万円 (特約共済金額の100%)	見舞金 50万円 (特約共済金額の50%)	見舞金 5万円 (特約共済金額の5%)

特約付帯ができる物件および契約限度額…地震見舞金特約条項における共済の対象は、主契約の建物または建物内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

1. 建物の損害に対する見舞金

	建物の主要構造部の損害の額	焼失または流失した床面積の割合	お支払額
全損	共済価額の50%以上	延べ床面積70%以上	特約共済金額の100%
半損	共済価額の20%以上50%未満	延べ床面積20%以上70%未満	特約共済金額の 50%
一部損	共済価額の3%以上20%未満	水災で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水	特約共済金額の 5%

※建物の主要構造部とは、土台、柱、壁、屋根等をいいます。

2. 動産の損害に対する見舞金

	動産の損害の額	お支払額
全損	共済価額の80%以上	特約共済金額の100%
半損	共済価額の30%以上80%未満	特約共済金額の 50%
一部損	共済価額の10%以上30%未満	特約共済金額の 5%



●見舞金をお支払いできない損害

- ①共済契約者、主契約被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②主契約被共済者でない者が地震見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③共済の対象の紛失または盗難
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ⑦共済期間が始まった後でも、この特約の掛金と主契約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた損害

付保割合条件付実損払特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

共済金額を共済価額の一定割合に設定し、共済金額を限度として実損害額をお支払いします。

物件	共済の対象
普通物件	1級建物およびこれに収容される据付機械、 ^① 什器および備品
住宅物件	M・T構造の建物(T構造はコンクリート造または耐火建築物)

●共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いする主な場合」と同様となります。

●共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いできない主な場合」と同様となります。

◆ 万一事故が発生した場合は

- 万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。

◆ 口座振替制度のご利用について

- 火災共済では共済掛金の口座振替制度を設けております。詳しくは取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

◆ 割引について

- 建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が10年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- 長期一括割引率の適用により、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
- 長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割合が適用されます。

◆ 共済の対象の所在地やそれを収容する建物について

- 共済の対象の所在地が契約者住所と異なる場合には申込書等に記載が必要となります。
- 動産を収容する建物の構造、用法、職作業等により共済掛金を算出するため、動産を収容する建物をご確認ください。

◆ 次の物を共済の対象に含める場合には、申込書に記載してください

- 自転車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量125cc以下のものを除きます。)(総合火災共済を除きます。))
- 通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに類する物
- 1個(組)30万円を超える貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物

◆ 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 火災等の事故によらない共済の対象に対する加熱作業または乾燥作業
- 共済契約者または被共済者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 火災等の事故の際における共済の対象の紛失または盗難
- 共済の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- 戦争または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- 電氣的事故による炭化または溶融の損害、発酵または自然発熱の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 下記の1.~3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害(ただし、P2.3①から⑨の事故が生じた場合は1.から3.のいずれかに該当する損害にかぎりませぬ。)
- 1.共済の対象の欠陥(ご契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
- 2.共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- 3.ねずみ食い、虫食い等
- 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損害または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合を除く)

◆ 重大事由による解除

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと。
- ②共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと。
- ③ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
上記①から③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同様の重大な事由を生じさせたこと。

◆ ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。))にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- 共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。))に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、この場合は既に発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に☆印が付された項目が通知事項となります。

※このパンフレットは「総合火災共済」「普通火災共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

※不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

※当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

取扱代理所

鹿児島県火災共済協同組合

TEL 099-225-4218

【受付時間】平日 午前8:30~午後5:00

(土・日・祝日、年末年始を除きます。)